The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	ヘーゲル矛盾論への懐疑 : 若きカントの立場より
Author(s)	近藤, 良樹
Citation	哲学論叢. 1978, 2, p. 79-116
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/66746
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

ヘーゲル矛盾論への懐疑

――若きカントの立場より――

近藤良樹

一、矛盾の分析

ヘーゲルが矛盾概念の分析を行っているのは、その論理学本質論の反省規定の中である。そこでは実在的な反省規定が差異性と対立に展開され、この対立のうちより矛盾のカテゴリーが展開されるのである。差異性は外から関係させられるだけの区別・不等関係であり、対立は自ら排斥的に相手と関係することである。そしてこれに続く矛盾は、一つのものが自己排斥的に、或いは自己止揚的にふるまうこととして規定される。

ヘーゲルでは対立は、二つの排斥し合う自立したポジティブなものとネガティブなものの間の関係である。これに対して矛盾は、それらがぴたりと一つに重なり合い、一つのものがそれ自身ポジティブで、かつネガティブなものとなること、肯定即否定となることである。ポジティブなものとネガティブなものは、本来、肯定と否定として、A―非Aといった矛盾関係をなすから、ヘーゲルの対立は、その二つのモメントの規定から見ると、実は矛盾の関係にある。従って対立から矛盾への移行は、単なる矛盾関係から自己矛盾への移行として規定されるものである。後に見るように実際にヘーゲル矛盾論において例示されるものは、矛盾でも自己矛盾でもなく、単なる対立や相関などでしか

ないのだが、概念規定としては、自己矛盾を取るのである。

このような、対立から（自己）矛盾への移行は、弁証法的つまり内在的必然的である、とヘーゲルは考えるのであって、対立それ自身を彼は次のように矛盾へと変身させている。[1] 対立するものは、その他者を含み、そのことによって自らを全体となして自立的になっている。が、対立するものとしては、その同一の観点においてまた逆にその他者を排斥しているのである。従って、それは、（他者包含という）自立性のうちで実は他者を排斥しているのだから、自立性の根拠を排斥し、自己の自立性を自己から排斥することになっているのである。自己を肯定的に存立させることそれ自身が同時に自己を排斥し否定することになっているのだから、自己矛盾である。つまり対立はそれ自身矛盾なのである。このようにヘーゲルは論じる。

だが、私見によればこれは成り立たない。なるほど同一の観点において含みかつ排斥しているのならば、一応矛盾に見られなくもない。[2] しかし、対立するものは別々の観点のもとでそうしているのである。つまり、一方において、自己のうちなる他者をモメントとして含み（正しくは、他者そのものではなく他者への自己のかかわり方を含むのである）全体となって自立し、さらに他方において、外部にある自己固有の他者を排斥し、自己の自立性を強化しているのである。この二つのあり方は、矛盾どころか合致の関係にある。モメントとして含みかつ含まないのなら矛盾だが、モメントとしては、あくまでも含むのである。外部の他者を排斥しかつ排斥しないのなら矛盾だが、それは、あくまでも排斥するのである。対立のうちからは、矛盾は存立して来ない。

しかしヘーゲルはその論証でもって対立するものは自己矛盾になったとして矛盾論へ移行する。対立の二つのモメントであったポジティブなものとネガティブなものは、対立のもとでは外的な二つの自立したものであったが、今や

矛盾のモメントとして、お互いに重なり合い一つになる。ポジティブなものは即ネガティブなものであり、ネガティブなものもまた即ポジティブなものである。こうして各々は、同時に自己の否定となり、自己矛盾するものとして示されることになる。

一方のポジティブなものの自己矛盾をヘーゲルは次のように論じている。ポジティブなものは、自己同等性に反省した自立存在であり、かつネガティブなものとの関係のもとにあって非自立的な被措定有となっている。自立した(他者へ関係させられていない)被措定有(他者に関係させられたもの)である。つまりポジティブなものは、被措定有でない被措定有(自立的非自立)であり、自己矛盾していると。だが、それが被措定有であるとは、全体のモメントとして措定されていることか、他方のネガティブなものによって措定されていることである。そして逆の被措定有でないとは、自己の存立を自己が有していることであり、それ自体は、外にネガティブなものがあってそれに措定されていることも、全体のモメントになっていることも否定するものではない。それらを許容し、或いは前提にし相対的に自立しているのである。両立する事柄であり、少しも矛盾するものではない。(自己)矛盾はそこには見られない。

或いは、次のようにもヘーゲルは言う。ポジティブなものは、自己の同一性の措定においてネガティブなものを排斥するのだから、ネガティブなものにとってはむしろネガティブなものとして存立しているのである。従ってポジティブなものはそれ自身ネガティブなものであり、自己矛盾していると。これは詭弁であろう。ネガティブなものにとってネガティブなものは、まさにポジティブなものとなるはずである。

さらにヘーゲルは次のようにも言いかえている。ポジティブなものの排斥的反省は、自己自身の措定であり、かつこの措定がそのまま他者ネガティブなものを排斥するということにおいてネガティブなものの(排斥的)措定とな

っているのである。つまり、ポジティブなものの自己措定は、それ自身ネガティブなものの措定なのであり、自己矛盾していると。だが、同じ措定とはいっても、ポジティブなものの措定は、それを存立させるという意味であり、他方、ネガティブなものの措定は、これを否定し排斥するという意味であって、ネガティブなもの自身を存立させることではないと私は思う。ポジティブなものの措定(存立)とネガティブなものの措定(排斥)は少しも矛盾しないのである。

ヘーゲルは、逆のネガティブなものの自己矛盾も、全く同様の仕方で[3]、被措定有でない被措定有という自己矛盾として示そうとしているが、先の場合と同様にそこには矛盾は存在しないと私は考える。いずれにおいても（自己）矛盾は成立していないように思えるのである。

しかし、ヘーゲルは矛盾がポジティブなものにおいてもネガティブなものにおいても十全に成立したと考えるのであり、その立場から次には矛盾固有の運動つまり矛盾の止揚を展開することになる。止揚の運動には二様のものがあるとヘーゲルは言う。一つは、形式論理的な次元でのあり方で、矛盾はゼロに帰すというもので、もう一つは、新たな自立的統一に向かうポジティブなものである。

まず、ゼロに帰す方から考えてみよう。形式論理学では一般に、矛盾するものは相互の否定の結果、ゼロになると考えられている。それをヘーゲルも一応受入れるのである。但し、ヘーゲルにおいては単にゼロになるのではない。休みなき消滅としてのゼロになるのである。ヘーゲルは次のように論じる。ポジティブなもの（Ａ）は、被措定有でない被措定有であったから、この矛盾する規定において自らを止揚し、その反対のネガティブなもの（非Ａ）に転化する。逆にネガティブなもの（非Ａ）は、同様の矛盾する自己規定において、ポジティブなもの（Ａ）へと自己止揚することになる。こうしてＡの止揚（否定）は非Ａに、逆に非Ａの止揚（否定）はＡになり、休みなき消滅の運動が

帰結するのである。

なるほど、被措定有でない被措定有などという自己矛盾的なポジティブなものとネガティブなものがあるのなら、ヘーゲルの言うようにその間で休みなき消滅も考えられよう。だが、上述のようにそのような矛盾は存在していないのであって、休みなき消滅は成立しえない。

もっとも、一見すると、Aの止揚はAの否定として非Aになり、非Aの止揚は、また逆転してAになり、永遠の転回をするように思われなくもない。しかし、そうはならないであろう。Aが自己矛盾するとは、Aが、Aかつ非Aになっていることである。この矛盾の止揚は、Aが非Aを否定し、非AがAを否定することを通して実現されるのである。Aかつ非AのうちAのみを否定し、非Aを残す理由などどこにもない。非Aも反対のAによって否定されているのである。Aの止揚でなく、Aの単なる否定なら非Aを結果する。しかしAの（矛盾の）止揚の方は、Aかつ非Aという矛盾の全体を止揚し、Aも非Aも否定するのであって、非Aを結果するものではない。相互の否定によってゼロに帰すのである。一回の止揚で全ては終るのであって、ヘーゲルの言うような休みなき消滅とはならない。

だが、ヘーゲルによれば、矛盾はこのようにゼロに帰すのみではない。次には、むしろ新たな自立的統一になると言われる。「自立性の被措定有」[4]つまり被措定有でない被措定有という自己矛盾において、止揚（否定）されるのは被措定有（非自立、否定）の方なのであって、全き自立性が帰結するのであると。自己の否定である被措定有が止揚（否定）されるのであり、自己の否定の否定として自己自身に還帰する訳であり、自己とポジティブな統一をなすことになると言われるのである。

しかし、それには納得しがたい。ヘーゲルは、「自立性の被措定有」のうち否定されるのは自立性の方ではなく被措

定有の方だと言うが、一方のみに否定の働く理由は矛盾のうちにはないのである。それ故にこそ、ヘーゲルは被措定有の文字を強調して表記し、読者の関心をそれに誘おうとするのである。矛盾する両規定は相互に否定しているのであって、自立性の方も否定されるべきであろう。そうすると、ヘーゲルのもとで考えられる矛盾の止揚においては、自立性の被措定有（非自立）という矛盾する規定が相互に否定されて、逆転して非自立の自立となり、結局は元どおりの矛盾になるか、先のように休みなき消滅としてのゼロになるだけである。いずれにしても新たな自立的統一は成立しない。

もっともヘーゲルのいう矛盾は、その概念規定とはうらはらに、例証されているその表象内容において見るならば、矛盾ではなく対立や相関などであるから、この表象内容においては、自立的統一に向かうと言うことは理解できる。対立するものは、ゼロに帰すのみではなく、新しい関係に変ったり、一つのものに統一されることもあるからである。

では、この自立的統一は何なのか。それは、ヘーゲルによると根拠である。矛盾は、自立的統一に向かう止揚の運動において根拠を結果するのである。こうしてヘーゲルは矛盾から根拠へと移行して行く。この移行規定を少し見ておくことにしよう。

ヘーゲルはカテゴリーを弁証法的に展開するが、この弁証法（絶対的方法）は、そのモメントに分析的方法と総合的方法を持っている。矛盾から根拠への移行は、矛盾（対立）するものからそれらの共通な根拠へ向かうものとして、一見その分析的方法に従ったように思われ、合理的に見える。だが、ここにはすりかえがある。矛盾から矛盾の根拠へと分析的に歩むのだとすれば、矛盾のカテゴリーを分析するのであるから、そこに見出される根拠は、根拠概念そのものではなく矛盾を基礎づける諸概念、つまり区別・同一性・否定・肯定などでなくてはならない。これらが矛盾

の根拠である。もし矛盾からその根拠へということで根拠そのものへ進むことが許されるのであれば、存在するものはどんなものでもその根拠は持っているのだから、全てのカテゴリーから根拠へ進むことができる。差異性から（その）根拠へ、現実性から（その）根拠へ、理念から（その）根拠へと。分析的に歩む場合、矛盾のカテゴリーからは、肯定、否定のカテゴリーはでてきても、根拠のカテゴリーはでてこないのである。

それでは、逆の総合的な歩みにおいて根拠は成立するのであろうか。根拠は、『エンチクロペディー』では同一性と区別の統一である。『大論理学』においても、同一的なポジティブなものと区別的なネガティブなものの矛盾の帰結だから、同一性と区別の総合と見られてもよかろう。しかし、同一性と区別そのものの総合として考えられるものは、区別を内在した具体的同一性或いは同一性を内在した具体的区別であり、せいぜいのところ相関とか対立ぐらいである。同一性と区別の概念をどのように統一しようとも根拠の概念はでてこない。ヘーゲルは一八〇八―九年の中級課程の論理学において同一性を質料に、区別を形相に等置して述べているが[5]、なるほど質料因と形相因ならば、両者の総合によって事物の成立を可能とする条件が整い、根拠そのものとなることができるでもあろう。しかし、根拠になりうるのは、あくまでも質料と形相であって同一性や区別ではない。後二者から根拠に進むのは、前二者とのすりかえによってのみ可能である。

元来、ヘーゲルによれば、カテゴリーの展開は絶対者の思惟即存在の歩みに則っているという。従って、その歩みを、分析や総合の方法に解体して主観的方法のもとに理解しようというのは誤っているとヘーゲルは言うであろう。絶対的方法のもとで根拠への歩みが見られねばならないのだと言うであろう。だが、ヘーゲルは先の分析、総合二つの歩みを弁証法的に脚色して絶対的方法として示しているにすぎないのである。強いて分析や総合でないものと言え

ば、矛盾は崩壊する(zugrunde gehen)から根拠へ向かう(zu Grunde gehen)といった言葉を弄んでいる所ぐらいであろう。

思惟の歩みのうちに根拠への移行が見られぬとすると、その移行は存在そのものの歩みに見られるのであろうか。絶対的方法は、存在そのものの歩みでもあったはずである。実在者のうちでこのことを考えてみよう。後述するように、実在のうちには矛盾はありえぬので、これを一応実在的対立と等置しておいて（弁証法で実在的矛盾といわれるものは、その内実はいわゆる対立に他ならない）、この対立の歩みが根拠に向かうかどうかを見ることにしたい。

まずそこで思いつくことのできる根拠という概念は、対立を基礎づけているその固有の根拠という意味の根拠であろう。だが、それはあくまでも「対立の」根拠であって、根拠そのものではない。例えば人の対立の根拠は利害の違いであるとか、対立一般の直接の根拠は不等性とか同等性とか等々であろう。従って、たとえ対立の基礎が現われるような存在の歩みになったとしても、そこに出現するのは、利害とか不等性等々であって、決して根拠そのものではない。そのような歩みで根拠そのものが出現するのは「根拠づけられたもの」からだけである。では、対立の一般にもたらすものに根拠と言えるものはないのであろうか。対立の一般的な帰結は、対立するものの合一、お互いの分離による対立の消滅、対立するもの自身の崩壊などであろう。いずれも根拠そのものと何の関係もない。では逆に、対立はその結果の根拠になっているのだから、対立そのものを根拠と規定することができないであろうか。だが、対立の帰結を結果と規定し直したからこそ、先行する対立が結果の原因、根拠と規定し直されたにすぎない。対立の帰結それ自身は、結果ではなく消滅、合一、分離等であり、従って対立それ自身は根拠とは規定されえないであろう。

どのように見ても、矛盾概念から根拠概念への移行は成り立たない。もはやカテゴリー論にとって外的な事情によ

っているとしか考えられない。哲学史的にみるなら、反省規定の根拠への歩みの原型はフィヒテの知識学に見られる。同一、反立（区別）、根拠という歩みは、フィヒテにおける自我の反省の歩みであった。おそらくヘーゲルはこのフィヒテの反省を反省規定の拠り所の一つとしていたのであろう。だが、フィヒテでは同一性や対立や根拠が問題なのではなく、自我のあり方が同一的、反立的、根拠的に規定されているのである。従って同一性から根拠への結びつきは必ずしも存在しなくてもよかった。三者の結びつきは自我そのものが担っていたのである。同一性や根拠の命題は、自我の三つの根本命題の内容を捨象して成立する単なる（派生）命題にすぎなかった。ところがヘーゲルは、結びつきを担う自我の反省を捨象して、（派生）命題のみを並べて、その結びつきを考えようとしているのである。もちろん、ヘーゲルによれば論理学は絶対者の形而上学でもあり、論理学の歩みは、絶対者の歩みでなければならない。しかし彼は、その移行規定において、絶対者が同一的、区別的、根拠的に歩むとは言わないのであって、直接的には、あくまでもカテゴリーとしての同一性や区別そのものが、根拠になると言うのである。歩む人を捨象して足跡同士の内的関係を追うのである。それが無理であることは、先に見たとおりである。

二、否定の無規定性

ところで、ヘーゲルは実在的な対立から矛盾へと展開し、矛盾も実在的に見ているのだが、ヘーゲルが自己矛盾だと規定したどこにも我々は矛盾を見出せなかった。はたして矛盾は実在するのであろうか。ヘーゲルにおいても矛盾は、矛盾律の矛盾である。矛盾関係とは、「Aである」と「Aでない」という肯定と否定の関係、Aと非Aの否定関係である。とすれば、矛盾があるかどうかは、そこに否定があるかどうかにかかってくるはずである。

一体この「〜でない」「非」という否定は、何を意味しているのであろうか。「SはPではない」についてこれを見

よう。この判断の意味は、S表象（概念）はP表象（概念）の帰属或いは付加を拒絶するということである。そこでの否定の役割は、主語或いはコプラの側から、規定されたポジティブな内容を持つ述語表象に対して拒否のマークをつけることである。つまり非Pとは、P表象を拒否すること、P表象の欠如を意味する。ロックの言うように、否定的な言葉「それはポジティブな観念に関係してその欠如を表わすのである[6]」。そしてそれ以上であってはならない。非Pは、Pの欠如のみを表わすのであり、規定されたポジティブな表象を持たないのである。非Pは、規定されてQやRになってはならないのである。もしQやRになるのなら、規定されて肯定されているのであって、否定ではなくなっているのである。つまり非Pは、否定である限りはどこまでも無規定なのである。

これに対してヘーゲルは『大論理学』矛盾論の註解二で反論する。なるほど普通、非Aは無規定性において把握されているけれども、非Aも実は「ネガティブに規定されたもの」なのであると。周知のようにヘーゲルは、スピノザの「規定は否定」という考え方を前提にする。従ってネガティブなことは無規定なことではなく、むしろ規定そのものであると考える。しかし、否定が規定となるのは、神・絶対者に全てのポジティブな規定が内在し、我々有限者の世界はそれの否定的限定によって、欠如・欠陥において成り立つとするような世界観を前提にしてのことであろう。こういう世界観そのものが実証されない限り、否定は規定という考え方は受入れることができない。B・エルトマンの言うように、規定は否定という「古びた思想」は「絶対的に無限なものが全実在の絶対的に無規定（非限定）な総括として我々の認識の出発点を演じ、かくして全ての特殊的な認識内容は、それから演繹的制限によって得られるはずであり、またそうしなくてはならないと仮定する」ことにおいて成り立ち、「宗教的な由来を持つこの仮定は、種々に変化しつつ西洋思想を特に新プラトン主義の時代からヘーゲルとその形而上学的継承者に至るまでを貫いている

のであるが、そのような思想は、論理的に考えてみて事態をさかさにしているのである」[7]。本来、肯定のみが規定なのであって、否定は無規定にとどまるのである。また仮に絶対者に全てのポジティブな規定が内在しているというような世界観を認めたとしても、そこでの有限者の規定つまり神よりもたらされた規定内容そのものは、神のポジティブな規定としてポジティブなものであってネガティブなもの、否定ではない。否定は、そこですら、有限者の規定に至る単なる手段にすぎず、規定（内容）そのものではないのである。

ヘーゲルは自己の弁証法が、規定的否定、部分否定をもって、つまり一定の肯定的なものを持つ否定をもって成り立っていると主張する。しかし実際には、その場合も否定そのものは部分的（従って肯定、規定を残す）とはなっていない。私見によれば、否定は常に全面否定でなければならない。例えばAが部分否定される場合、A（abc）の一部分（ab）が否定され、残り（c）が肯定的に保存される。ここで否定はabにかかっているのだが、aもbも全面否定されるのである。また残されたcについては全くはじめから否定されていないのである。否定が部分的に肯定とか規定をもたらすのではない。否定されなかったもの（c）のみが残るのである。否定そのもの（abにかかる）は、全面的に否定されているのであって規定、肯定を少しも残していない。

だが、この私の主張である「否定は無規定である」ということに反対して、あるいは次のような反論があるかも知れない。矛盾律における非Aといえども、単にAでないという無規定なものにとどまっているのではなく、Aと両立しない特定のもの、Bという規定されたものになっていてはじめて現実的なものとなるのではないかと。例えば、「あれは犬である」に矛盾するのは「あれは犬ではない」だが、その内容は「あれは猫である」と肯定された規定的なものであるのが普通であろうと。なるほどそうであるが、「あれは犬である」と言い同時にそれを「あれは猫である」と言っ

ても、矛盾律はこれを禁ずるものではない。二つの肯定命題の両立・非両立は矛盾律の問題ではない。肯定命題pとその否定命題非pの連言の偽を言うのが矛盾律である。非pは多くの場合、規定されたポジティブな内容を持つ肯定命題qに直せる訳だが、pとqは、もはや矛盾関係ではなく、矛盾律の論ずる対象ではない。矛盾律においては、あくまでも非p、「犬ではない」という否定命題でなくてはならず、従ってまた、非Aは無規定なままにとどまらねばならないのである。

このように否定、非Aは無規定であり、無規定なものは、規定的な存在のみを許す有限者の実在世界には存在することができない。従って否定、非Aはこの実在世界には存在しないのである。そして、否定が存在しない以上、そこにはまた矛盾も存在することができないのである。

しかしながら、この無規定性に対してヘーゲルは、それをあくまでも規定されたものと主張する。我々はそれを一応認めて考えてみよう。その場合、弁証法の矛盾は規定されたAと無規定な非Aとの関係ではなく、クローナーの表わすように規定されたAと規定された「非A即ちB」との関係になる。クローナーは、思弁的矛盾（つまり弁証法的矛盾）をA ist A とA ist non A, d.h. B の関係とし、これに対して経験的矛盾をA ist B とA ist nicht B の関係として表わす。[8] 彼の言う経験的矛盾の方は、確かにnicht Bという否定を持ち矛盾関係になっている。しかし思弁的矛盾の方はそうではない。なるほどnon Aと一応は否定の形を取ってはいるけれども「即ちB」なのであって、non Aは実は肯定的なものBに他ならないのである。従ってAと非Aという肯定と否定の矛盾ではなく、AとBという肯定と肯定の、つまり規定されたAと規定されたBの関係に、いわゆる対立関係になっているのである。弁証法における矛盾は、無規定性を拒否する限り、矛盾ではなく対立にすぎなくなっているのである。

無規定性を認める場合、実在世界のうちに矛盾は存在しえないし、認めない場合は、矛盾は対立になってしまう。いずれにしても矛盾は実在的には存在しないのである。矛盾や否定は、思惟のうちに主観のうちにあるだけである。

三、若きカントの場合

矛盾と対立に関する基本的に正しい規定が若きカントにおいて見られると私は思う。カントは『負量の概念』（一七六三年）において、思惟（論理）と存在（実在）の原理的な区別をたて、矛盾（論理的対立）と実在的対立とを明確に区別した。

カントによると、対立とは一方が措定したものを他方が廃棄することであるが、これに二種類あると言う。一つは論理的対立による矛盾であり、もう一つは矛盾のない実在的対立である。前者、論理的対立とは矛盾律にいう矛盾のことで、同一の物について何かが同時に肯定されかつ否定されることである。この肯定と否定の論理的な結合の結果は全くの無となる。例えば、同時にまさに同一の意味において運動しかつ運動しない物体なるものは、矛盾の故に考ええないものとして廃棄され全くの無を結果するのである。

これに対して実在的対立は矛盾律によらずに一つの物の二つの述語が対立している場合である。ここでも一方の措定したものは他方が廃棄する。しかしその結果は論理的対立による矛盾の場合のように全くの無ではなく何かであるとカントはいう。例えば、一つの物体を一方へ引く力とそれと対立した方向へ同じ強さでこの同一の物体を引く力は矛盾するものではない。この二つの対立した力は、一つの物体の述語として同時に可能である。その結果は静止という或るものなのである。カントは論理的矛盾の方の無を「全くの無」といい、実在的対立の方の無を「相対的な無」といって区別している。[9] 後者はゼロ（＝0）否定などとも表現される。カントのいう「全くの無」とは、つまり考ええないこと、表象の不可能性（無）を意味するもので、「相対的な無」とは、表象としてはもちろん有であり、実在に

おける一定の無を、実在的な或るもの（有）を意味しているのである。

ところで、カントによると、矛盾とは一般に一つの物の肯定と否定からなる述語の各々とその結果が廃棄されることをいうのであるが、その場合、カントはどちらの述語が（実在的にいって）肯定か否定かは問題ではないという。[10]「暗い」と「暗くない」の場合、なるほど「暗い」は論理的には肯定で「暗くない」は論理的には否定であるけれども、形而上学的な意味ではむしろ逆で、「暗い」方が光の欠如として否定なのであるからと。このカントの議論で見逃してはならないことは、カントが肯定と否定からなる論理的対立（矛盾）における否定と、実在そのものにおける否定性とを別のものと考えていることである。矛盾における否定「暗くない」は「暗い」という表象の無（欠如）を示し、実在世界における否定性「暗い」は或る存在（光）の無（欠如）を示すのである。

K・フィッシャーはカントの『負量の概念』について不正確に、「論理的否定は他でもなく欠如や不備を表現し、これに対して実在的否定は強奪や剝奪を表現する」[11]というが、私見によれば、実在者における欠如や不備も実在的な否定である。フィッシャーは、このため例えば「論理的否定としては」不快は「快の欠如」となるという[12]のだが誤りであろう。カントは、「快の欠如」として全き否定の「無感情」と剝奪としての「平静」をあげるのであるが[13]、これらは決して論理的否定ではなく実在的な否定である。論理的否定はカントでは単なる欠如ではない。表象、概念の欠如なのである。

なおカント自身は否定という言葉を実在においても使用する。むしろ実在における無や欠如の方を「真の否定」「可能であるところの否定」とし、[14]論理的矛盾における否定はそうでないもの、不可能としての否定とする。しかし、例えば、「西へ行く」には多くの否定が付着しているとカントが言う場合、[15]実在的には単に「西へ行かない」という否定

にとどまる訳に行かない。それ自身肯定であるところの「東へ行く」「南へ行く」「とどまる」等々が付着しているのである。その多くのものは多くのものとして示される限り、全て肯定的に規定されるものなのである。また実在的否定としての無とかゼロとかは、一定の無（光の無＝闇のように）すぎない。逆にいうと「〜でない」という否定では表現が不十分なのであって十全には「〜である」と肯定に直すことが可能なのである。肯定となりえない論理的矛盾における否定（もし肯定になれば矛盾でなくなる）、単なる論理的な否定こそを、我々は真の否定とすべきであろう。

カントは『負量の概念』では、実在的対立の結果としての否定を「剝奪」といい、そうでない実在の否定を「欠如」という。[16] 例えば、静止は運動の否定（欠如）か、対立した力によって運動が廃棄された否定（剝奪）であると。私見によれば、否定と言わなくても良いのである。それにカントは、論文の第一章のはじめに、論理的否定にもとづく矛盾による無を「否定的無」といい、実在的対立の結果としての無を「剝奪的無」というのである。また例えば、後に『第一批判』でカントは無を四つに分類し、一、単なる思惟物（思惟的存在）、二、影や寒さなどの欠如態（剝奪的無）、三、純粋直観（構想的存在）、四、概念を欠く矛盾における無（否定的無）をあげているが、[17] そこでも、実在における欠如としての無を「剝奪的無」というのに対して、論理的否定からなる矛盾における無こそを「否定的無」というのである。私はこれらの規定をとりたいと思う。論理的否定こそ真に否定なのである。

さて、矛盾がこのような否定と肯定の連言としてあるのに対して、逆の実在的対立は、一方が肯定するものを他方が否定する関係ではなく、両方の述語が共に肯定的であるとカントは主張する。二つのポジティブなものがあってはじめて実在者として対立しうるのである。そしてこの二つの対立する実在の運動からは、各々の廃棄によって静止が結果し、ゼロとなるのであるが、このゼロは矛盾を含まないものであり、考えることができるものでもある。「負量」

といわれるものは、実はこのような実在的対立を示すものに他ならない。負量（ネガティブな量）は、量そのものの単なる否定（欠如）ではなく、それ自身マイナスの一定量としてポジティブなものであって、他方のもの（正、プラス）に対立していることを負という形で示すものにすぎない。正と負は各々がそれの他者の負量なのである。例えば、西へ進む場合をプラスにすると逆の東へ進む場合はマイナスであり、東の方をプラスにすると西がマイナスとなるのである。落下は負の上昇、上昇は負の落下なのである。正と負は各々がポジティブなものとして肯定として存立しているものであり、ただその各々の存立の仕方が他方をポジティブに廃棄し合うようになっているのである。このようにカントは負量によって実在的対立を表わしている。

ところで、この実在的対立についてカントは二つの原則（公理）がたてられると言う。第一原則は、ポジティブな根拠としての二つの物の一方が他方の結果を廃棄する限りにおいて、実在的対立が生ずるという公理である。彼はこのことが充たされていない場合を四つあげて、そこに欠けるものを明らかにし、この原則の正しさを証明しようとする。一、もし対立する規定の一つが一つの物に、他の規定が他の物にあっても決して現実的な対立は生じない。従って、対立する両規定はまさに同一の主語において見られねばならないということになる。原則における「廃棄する」関係が欠けている場合をカントはここで示しているのである。廃棄の関係のない所、対立もないのである。二、もし対立が論理的なものだとすると、矛盾するものとして、両者は不可能なことになる。従って、実在の対立において対立した規定の一方は他方のものと矛盾的反対になっていてはならないのである。ここでは原則における「ポジティブな根拠」の欠けている場合が示されているのである。実在的対立は肯定と否定という矛盾であってはならない。二つの規定は共に肯定的、ポジティブなものとしてはじめて対立者となりうるのである。三、他方のものが措定しないも

のを否定（剝奪）しても少しも対立とはならない。従って、一方の規定は、他方の規定の措定したものより他のものを否定することができない。これも両方が無でなく「ポジティブな」ものであり、その固有の相手と固有の限定された意味でしか対立にならぬことを示していると言えよう。四、もし両者が否定的である場合は、他方によって廃棄されれるものが何によっても措定されないから全くの無にとどまってしまい、無いものは対立的に廃棄することができない。従って、両者が対立する限り、両者共に否定的であってはならないのである。ここでも「ポジティブな根拠」の欠けている場合が示されていると言えよう。共に否定的な場合は、矛盾ですらなく、問題は一方が否定的な場合になるが、この場合、その否定が表象の無としてある時には、肯定と否定の矛盾であり、当然実在的対立にはならない。表象の無は、一定の肯定的表象の欠如であり、個物的限定をもたぬ無規定性にとどまるのであって、実在的に対立するモメントとなりえない。また否定が実在における無を意味している場合には、それはゼロ、欠如としての一定の無であるが、このような無はポジティブなものを廃棄しないし、後者は無を廃棄できない。むしろ既に廃棄された結果が無なのである。

以上の四つが実在的対立にとって欠陥のあるものとして述べられているのだが、カントは、これらをA, 0, ＋, －という記号で表現すると、A＋0＝A, A－0＝A 等々の式になるといい、それらの式をまとめてあげている。そのどれが一～四に当てはまるのか必ずしも明らかでないが、一応次のように考えられる。一における欠陥がA＋0＝Aで、二がA－0＝Aで、三が0＋0＝0で、四が0－0＝0で示されるのである。[18] 矛盾や論理的否定はゼロやマイナスでは示せないから、二や四は正確には表現しえないのだが、強いて当てはめるなら、そのようになると思われる。一、A＋0＝A　対立規定Aは、その対立者を同一の主語のもとに有さない（0）限り、対立されることなく（プラス）、結果はAにとど

まる。二、A－0＝A　対立規定Aは、矛盾的反対になる場合、その否定（0ではないが0とおく）によって対立されようとも（マイナス）、結果は実在的には変化なくAにとどまる。三、0＋0＝0 各々が他方に対して無（0と0）としてふるまう限り、対立とはならないで（プラス）、その結果も無し（0）である。四、0－0＝0 各々が否定（必ずしも0ではないが0とおく）であるなら、その一方からこれを否定（マイナス）しても、その結果は何も無し（0）である。

これら四つの式の他にカントは、A＋A＝2A, 0－A＝－A（但し後の式は哲学的には意味がないと言う）という二式をあげている。これらの式も実在的対立の結果がゼロになることを示していない(2A, －Aである)から、欠陥のある式となる訳である。あえてそれらを解釈すると次のようになるであろう。五、A＋A＝2A, または－A－A＝－2A ポジティブな根拠をもつ二つの物があっても、これが同じ符号のものである限り、調和、一致するだけで対立にはならない、廃棄するのでなく、むしろ自己を倍加するのみである。従って、対立においては二つのポジティブなものは、正と負という廃棄し合うものとなっていなくてはならないのである。六、0－A＝－A　負も、正の場合同様、ゼロ、無に関係しても、無いものを廃棄することはできないのであるから、対立とはならない。或いは、負も、同一の主語のもとで他方の正を持たねば対立とはならない。従って、負は対立になるためには、必ず正とかかわらねばならないのである。

一～六のいずれの式も欠陥のあるものの式であるから、実在的対立の式を表わしていない。実在的対立の廃棄の結果はゼロであるから、実在的対立の式は結果をゼロとしていなくてはならない。この点でまず一、二、五、六は失格する。これに合うのは三、四であるが、これらがゼロを結果しているのは、ゼロからであって対立に由来するのでは

ない。従って、一～六の例でみる限り実在的対立は存在しないのである。A, 0, +, −の組合せとして残る式はただ一つA−A=0である。これはAとマイナスAというポジティブな二つの規定をもち、かつ逆の符号によって廃棄する関係を示していて、結果はゼロである。まさにこれが実在的対立の式ということになる。これが第一原則である。

なお、一に見られたように、異なった二つの物に帰属する正負二つの述語は、直接的には他方の結果を廃棄しないのであるけれども、一方は他方の負であるから廃棄の可能性を持っている。カントはこの論文の終章では、これを可能的対立として実在的対立に入れている。例えば、或る人の快と他の人の不快はこの可能的対立になる。この場合、他の人の不快が或る人の快を実際に無と化すなら現実的対立に転化する訳である。カントは世界全体を考える場合、この可能的対立が大切になると言う。カントは次のように論じている。例えばAというものが生じたとしよう。Aの生起の前は、Aについてはゼロの状態である。ところでこの世界において結果は原因より大ではありえない。原因と結果はエネルギー保存則に見られるように同一である。従って、ゼロからAという新しいものがそれ自身で一方的に生起することはできない。Aが新しく生起するには、ゼロからなるものとしては、マイナスAというものを同時に生起させていなくてはならないのである。つまり0(原因)=A−A(結果)である。Aが生じていれば必ずマイナスAも生じているのである。新しいものが生じていても、だからそれに対立するものが生じていて、その和はゼロなのである。従って世界の総和は常に同一なのである。世界はこういう諸々の対立物よりなるのであるが、しかしこれらが現実的対立になるとは限らない。二つの物にAとマイナスAが各々担われていてもかまわないのである。その場合、実在的対立ではあるが、可能的対立にとどまっているというのがカントの主張である。

さらにカントはこれを推し進めて言う。世界は正と負の対立からなるが、AとマイナスAがゼロのように、この世

界の全ての正と負の総和はゼロのはずである。従って世界は、実はゼロ、無なのであると。世界の外にある神の意志との関係においては正（ポジティブなもの）だが、世界全体はそれ自身においては無なのであると。だが、カントがこのように世界を無と証明する場合、注意が必要である。実在世界におけるゼロ、無はカントでは「相対的な無」だったのである。ゼロからAとマイナスAが生じると言っても全くの無からなのではない。また、それらが対立し廃棄してゼロに帰すと言っても、やはり或るものとしての無になるだけである。世界全体についても同様である。対立する正と負の総和はゼロだから世界は無だと言っても、この無は依然或るものとしてあるのである。

さて次に、実在的対立の第二原則（公理）であるが、それは次のようである。一つのポジティブな根拠があり、かつその結果がゼロならば、そこには実在的対立がある、或いは、一つのポジティブな根拠の結果の廃棄には、常にまた一つのポジティブな根拠が必要である、というものである。例えば、東風に押されているのに帆船が進まない（ゼロ）ならば、この風と逆に向かう潮流があるという訳である。第二原則についてはカントはこれ以上のことを論じない。

第一原則は、二つのポジティブな根拠と、これの同一主語のもとでの廃棄の活動があれば、実在的対立が生ずるといった。この第二原則では、一つのポジティブな根拠と対立的廃棄から、もう一つのポジティブな根拠の存在することを述べた。とすると同一主語下での廃棄という点について、ちょうど第二原則がポジティブな根拠について述べたように、これを述べねばならないのではないか。つまりカントの実在的対立には第三原則（公理）がたてられてしかるべきであろう。おそらく第三原則は次のようになろう。二つのポジティブな根拠が対立しているならば、それは同一主語のもとに属しているのである。或いは、廃棄の面を強調していうと、二つのポジティブな根拠が対立している

ならば、必ずそれらは廃棄されねばならない、但し、両方の大いさが異なる場合、その大いさの等しい所まで互いに無と化す、つまり部分的に廃棄される、と言われよう。

以上のようにカントは実在的対立を論じ、これを論理的対立としての矛盾と区別している。そして実在的対立を新しい哲学の原理にまで高めようともしているのである。もちろん、カントでは矛盾は論理的な不可能性でしかなく、これを決して実在者のもとには認めなかった。しかし、カントの区別した矛盾（論理的対立）と実在的対立をヘーゲルは、思惟と存在の同一性の上に等置し、（ヘーゲルにおいて実は若きカントの可能的対立を含む「実在的対立」は、矛盾にと置きかえられてではあるが弁証法的世界の原理にされ）この実在世界において矛盾を普遍化して論ずるようになった。カントは形式論理学に慎重であり、それと別の所に実在的対立を見ていたが、ヘーゲルは矛盾をあらゆる所に認め、形式論理学を否定してしまったのである。しかし、ヘーゲル歿後のヘーゲル批判において、若きカントの論理的対立（矛盾）と実在的対立の考え方が復活するともいえるのである。思惟と存在は区別され、矛盾とか否定は思惟のみに固有のものとされるのである。例えば、ヘーゲル批判者トレンデレンブルクは言う。「純粋な否定は思惟にのみ属しているのである[19]」「思考のみが自己否定し自己矛盾するのである[20]」と。

四、弁証法的矛盾の例証

しかしヘーゲルは否定や矛盾が客観にあると考え、これを例証して行く。従って次には、ヘーゲルの言う否定や矛盾の客観性を見ることにしたい。彼は実例として、まず光と闇（の矛盾）を取上げ、これを分析する。光はポジティブ（肯定的）なもので客観に属し、闇はネガティブ（否定的）なもので主観に属すと一般的には見られているが、こういう見方は誤っているのだとヘーゲルは言う。

まずポジティブな光の方であるが、それは、無限の拡散において、生命活動の力において実は絶対的否定性の本性を持ち、むしろネガティブなものでもある。従ってネガティブなものも客観にある。このようにヘーゲルは考える。しかし、どうして光の無限に拡がることが、その力が否定なのか。それらはポジティブな存在形式であり規定的であって、全き無規定の否定と少しも似ていない。

他方のネガティブな闇の方であるが、これは多様性を欠いたもので、自己を自己のうちでなお区別していない産出の胎であり、単純な自己同一的なものである。従ってポジティブなものであり客観的なものであるとヘーゲルは言う。これはそのとおりで、闇も客観的でポジティブなものである。だが、だからといってヘーゲルの考えるようにネガティブなものが客観に存在することにはならない。その逆であって、闇がネガティブなものではなくポジティブなものであることを明らかにしたのである。ヘーゲルは前提として、闇をネガティブなものと捉えているのだが、それ自身が証明されねばならないのである。むしろここではそれが反証されているのである。

闇或いは無、これらは客観の一つのあり方であり、ポジティブなものである。これに対してネガティブなもの、否定は主観のうちにあるだけで、それは表象や概念の欠如態でしかない。主観のうちでは、客観のポジティブな闇や無の方は、一つのポジティブな表象として規定性を持って存在するが、否定の方は、表象そのものの無として表象を欠如させ無規定性にとどまっているのである。

ヘーゲルは、なお続けて言う。ネガティブな闇を主観的なものとしたら、客観において光と闇の関係はありえず、光のみの純粋な自己関係になってしまう。しかし事実はそうではなく、光と闇は客観において二元的に関係しているのであって、光は闇によって灰色となり、闇との関係の中で質的な変化を来し諸々の色に規定されるのであると。ヘー

ゲルはここで、客観的な光は闇を対とするから闇は客観的であり、この闇はネガティブなものだからネガティブなものが客観にあると推し量る。

だが、闇が客観的だということ以外は認めがたい。まず光は一元的でよい。闇との関係で灰色になると言うが、確かに主観においては光の量がゼロの闇を黒色として実体視し、それと光（白色）の二元関係にするけれども、客観そのものにおいては、光のみが実体としてあるのであって一元的であり、光の量の多少があるのみであろう。色についても同様で、色の違いは光自身の波長の違いであり、光の純粋な自己関係であろう。闇とのかかわりではない。他方、光と対的ではないが、闇は、客観の一つのあり方であり客観に属すものではある。ここからヘーゲルはネガティブなものが客観にあるとするのだけれども、闇それ自体は決してネガティブなものではなく、ポジティブで客観的なものである。従ってネガティブなものが客観に存在するとは言えないのである。

次にヘーゲルは、徳と不徳の矛盾を取上げる。不徳というネガティブなものがポジティブな客観的存在であることを示し、それによってもネガティブなものと矛盾の客観への存在が確かめられると論じるのである。第一、客観的であるポジティブな徳ですらが、ネガティブなものであると言う。徳は、斗争なくしては存在せず、むしろ最高の完成した斗争であるから、それは絶対的否定性であると。しかし、どうして斗争が否定なのか。斗争はポジティブな存在同士のポジティブな規定を持つかかわりであって、無規定な否定とは全然別のあり方をしているのである。

反対のネガティブな不徳であるが、それは単なる徳の欠如なのではなく（無邪気もまた徳の欠如である）、それ自身において徳に対立する悪であり、それ自身によって善に対して存立しているものであって「ポジティブな否定性」[21]である、と言われる。不徳は、ヘーゲルの言うように「ポジティブな」規定性を有した客観的存在である。しかし、そ

れは「否定性」である訳ではない。むしろ不徳はネガティブなものではなくポジティブだと反証されているのである。従って、不徳がポジティブに客観において存立しているからといって、少しもネガティブなもの、否定が客観にあることにはならないのである。

このように弁証法的な矛盾や否定の客観への存在は、ヘーゲルの例証にもかかわらず認めがたいのであるが、では、それらは少なくとも主観の方には積極的なものとして存在しているのであろうか。矛盾律の矛盾以上のものが、別に弁証法的矛盾としてあるのであろうか。ローゼンクランツは、形式論理学の矛盾律の矛盾を「消極的矛盾」と規定し、弁証法的矛盾はこれと異なり「積極的矛盾」であると規定するが[22]、この積極的矛盾が主観のもとに存在するのかどうかである。

例えばモイレンは、主観（精神）にのみ弁証法的矛盾は可能であると考えて、次のように言っている。矛盾は「自己自身との対立[23]」によってはじめて存立するものであり、自己のない所には矛盾は存在することができない。自然には自己がないから矛盾はなく、対立があるだけである。精神においてはじめて自己が顕在化し、従ってそこに矛盾が成立する。「自然から精神への移行は、対立から矛盾への転換である[24]」と。しかしながら、モイレンの言う精神固有の積極的な矛盾は、自己自身との「対立」ではあっても自己自身との「矛盾」ではないであろう。即ちポジティブな自己とポジティブな自己の対立である。正確には、あくまでも対立があるだけであろう。

モイレンのような自己対立でなく、自己が自己を否定する自己矛盾そのもの、これが積極的矛盾として主観において考えられないだろうか。クローナーの弁証法理解のうちに、これを見ることができる[25]。彼によると経験的認識には矛盾律が妥当する。つまりローゼンクランツの言う消極的矛盾がそこにはある。経験的認識は自己を考えるのでは

ないから、自己反省、自己否定はないはずである。もしそこで自己矛盾が見られるとすると、自己を否定し自己反省しているのであり、従って外的経験の内容から離れてしまっている訳で、経験的認識としては無になっているのである。経験的認識は無矛盾でなくてはならない。ここの矛盾は、矛盾律にいう矛盾であり避けるべきものである。

これに対して思弁的認識は、自己認識、自己反省なのであって、事柄は逆転する。（もちろんクローナーの言う思弁的認識における自己は、客観と区別された単なる主観ではない。思弁は客観の中に主観性を見出すのであり、思惟即存在としてのヘーゲルの立場での自己である。しかしそれを一応ここでは客観と区別された単なる主観に解しておく）。「思弁的認識は、自己のうちで二分し、自己批判し、自己反省する、つまり自己矛盾する」[26]のであり、自己矛盾を不可避のモメントとするのである。従って、思弁的認識、自己認識にとっては、矛盾があることは、自己反省があること、思弁的内容があることを意味するのである。先の経験的認識の矛盾が誤謬の規準であったのに対して、ここの矛盾は、逆に真理の規準となっているのである。このようにクローナーは論じている。自己認識においてはローゼンクランツの積極的矛盾が存在しているというのである。

しかし、はたして自己認識において自己否定、自己矛盾が積極的なものとして存在しているのであろうか。自己の否定と言うが、本当に自己の単なる否定なのであろうか。排斥され、つきはなされる自己は、単に否定されただけの非自己、非我なのであろうか。「自己でない」だけの、自己の単なる欠如としての無規定性にとどまっているものではなかろう。弁証法的に「否定」される自己としての非自己は、表象の単なる欠如としての否定態とは異なり、マイナスの価値が付加された、或いは対象化された自己なのであってポジティブに規定された存在である。やはりそれも別の自己、ノエマ化した自己なのである。自己対立であり、自己抗争であって、自己矛盾なのではない。

クローナーは経験的認識においては矛盾を拒否しているのであるが、一般に弁証法は、経験的認識としての分析や総合の推進力として積極的矛盾を取上げているように思う。これを見ておこう。一方の分析的過程では、二つの矛盾する現象の形成によって、自己止揚的に、より深い本質へ向かうことができると言われる。だが、その矛盾する現象は、実際は矛盾ではなく、二つのポジティブな現象で、相関や差異性に規定されるものである。差異するものがあれば、その共通の本質をという志向性が成立するのである。もし現象が矛盾していたとすると、本質へ向かうどころかその現象そのものが現象としての価値を疑われることになろう。

逆の総合的過程では、抽象的概念（定立）に対して、これに矛盾する概念（反定立）が立てられ、この矛盾の自己止揚において具体的全体へと総合されるかのように言う。しかし定立と反定立の矛盾は、実際は矛盾ではなく対立などの相関である。相関のものだから、お互いを求め前提し、その全体を積極的に形成するのである。もし矛盾関係にあるのなら、相互に否定し合いゼロと帰すのみで、新しい総合などでてこない。

結局は、主観の領域においても、矛盾律にいわれている矛盾以上の、いわゆる弁証法的な積極的矛盾は、存在していないように思われる。弁証法的な否定や矛盾は、客観においてはもちろんのこと、主観においても見出すことができないのである。

五、二つの弁証法的矛盾

だがヘーゲルは、弁証法的矛盾があくまでも存在すると考え、それの例証を行うのであって、その矛盾を次のような二種類に大別している。一つは、運動や衝動の矛盾で、これは単一性に規定されていて、一見矛盾は隠されている。もう一つは、対的存在としての相関規定にあるもので、ここでは矛盾は直接的に現われている。この二つの矛盾を次

に見て行くことにしよう。

まず単一性における矛盾である。あらゆる運動、生動性の根本は、それが矛盾を有することにあるとヘーゲルは考える。或るものは、同一の観点において、自己自身のうちにありかつないという矛盾としてはじめて自己止揚的に運動するのである。抽象的な自己同一性のもとには生動性はないのであって、ポジティブなものがそれ自身においてネガティブなものとしてある時、つまり矛盾としてある時、そこにはじめて生動性が成立するのである。

衝動の矛盾をヘーゲルは次のように論じる。人は、現存の不完全な自己のうちに、自己の反対のものとしての完全なものを持つことができる。ここでは、直接的なもの、現存のものは否定されるべき仮象となり、目的としての完全なものが真の存在として浮かび上がって来る。自己のうちの、この相反する二つのものが矛盾する時、そこに衝動が成立すると。[27] しかし、自己の反対のものは、単に自己ならざるものとして、否定としてあるのではなかろう。ポジティブな完全なものとしてあるのである。そして不完全な自己も、もちろんポジティブなものである。自己における対立、抗争にはなっても矛盾にはならない。

単一性の矛盾としてよく挙げられるのは、運動の矛盾の方であろう。ヘーゲルは言う、「或るものが運動するのは、それがこの今ここにあり別の今そこにあるからではなく、それが同一の今ここにありかつここにないからであり、それがこのここにおいて同時にありかつないからである」[28]と。同一時点においてここにありかつないという矛盾と、同一の場所において同時にありかつないという矛盾の二つがここには言われている。それは共に、今ここにあり次にそこにある位置変化について言われていることであり、同一の時空間において、ありかつないと言われているのであるが、前の矛盾と違って後の矛盾は、同一の場所における状態変化をも表わしうるので、その意味にとって、二つの矛

盾を考えてみよう。

まず位置変化の矛盾であるが、運動するものは、或る瞬間において同一の場所にありかつないと言われる。なるほど、飛んでいる矢が、或る瞬間において同一の場所にとどまっているとしたら、静止していることと同じに思われ、飛んでいる限りその瞬間にも飛んでいて、そこにありかつないと言わざるをえないと一見思われないでもない。では、その言われるところの瞬間を求めて、はたしてその時ありかつないのかどうか見ることにしよう。

はじめに時間が無限分割可能なものと仮定して瞬間を求めよう。一方には時間の流れが、他方には空間的位置変化がある訳だが、時間は仮定からして、いかなる位置変化にも対応することができる。さて、瞬間が求められたとして、そこでは運動するものが、ありかつないものとして、空間的に変位し幅を持って表わされたとしよう。だが、そうだとすると、その求めた瞬間というものが、時間は無限に分割されえたのだから、その空間の幅に対応した時間の幅を持っていることになる。つまり、求めた瞬間は実は瞬間ではなかったのである。空間的に幅がある限り、時間にも幅がある。だからここでは瞬間は、少なくとも空間的変位がゼロになった時にはじめて実現されることになる。そういう実現された瞬間においては、運動するものは、まさにそこにあるのであって、ありかつないのではない。正確に言うと、静止してあるのではなく、運動のポテンツを持ってあるのである。ありかつないといった矛盾は存在していない。

では、時間を無限分割不可能なものとして、例えば瞬間を〇、三秒（我々の視覚の残像を規準にすると瞬間は、それぐらいになる）にした場合はどうか。この場合には、例えば飛んでいる矢は、〇、三秒の瞬間に空間的に変位するだろうから、ここにありかつここにないことになる。一見すると矛盾になる。だが、単にここにないのであろうか。

矢は無くなってしまったのだろうか。別の所にちゃんとあるのである。その瞬間において、ここにありかつそこにあるのである。矛盾するものではない。

次に、状態変化の矛盾である。例えば、夕闇が迫って、だんだん暗くなるような場合には、或る瞬間をとって見ても暗くなっている、つまり同時に一定の明るさで「ありかつない」という訳である。もし時間が無限分割できなかったとすると、瞬間において、一定の明るさでありかつないと一応は言える。しかし本当は「ない」のではない。別のより少ない明るさであるのである。矛盾にはならない。逆に時間が無限分割可能とした場合、求めた瞬間において明るさが変化していて、その明るさでありかつないと表現されたとすると、そのことは逆に、求めた瞬間が瞬間でなかったことを示しているのである。無限分割的に瞬間が求め直されねばならない。それが実現されるためには、少なくとも明るさの変化はゼロになっていなくてはならない。その瞬間には、従って一定の明るさであるのである。但し、暗くなるポテンツを持ってである。

衝動や運動は矛盾であるとヘーゲルは言っているのだが、どうもそうではなさそうである。彼は運動のような単一性の矛盾とは別に、もう一つ、相関としての矛盾を挙げているので、今度は、これを見ることにしよう。相関的矛盾の例としては、上と下、父と子などが挙げられている。

上と下の矛盾は、次のようである。上は下でないものとして自立的であり、下も上でないものとして自立的である。しかも同時に各々は、他方がある限りでありうるという非自立性において規定される。非自立的に、上は下がある限りで、あり、しかも自立的に、下がない限りで、あるから「下がありかつない」という非自立的自立の矛盾になる。また他方では単純に、上は下ではないという否定関係として上と下は矛盾になる。だが、「下がありかつない」という

矛盾において、「下がある」とは、上の外に自立して下があるとのことで、「下がない」とは、上自身は下ではないとのことであって少しも矛盾しない。後の矛盾についていうと、上は単にネガティブな非下なのではない。ポジティブな規定を持った上なのである。否定、矛盾関係ではない。

父と子の場合も同様である。父は子の他者で、子は父の他者であり、各々他者の他者として自立性を有し、しかも一方の規定は他方への関係の中にのみあって非自立的である。しかし上と下の場合と同じで、自立と非自立は矛盾にはならない。また、子は父ではない、と両者は否定（矛盾）関係に捉えられるが、父の否定は単に非父でしかないけれども、子は非父ではなく子としてポジティブな規定を持って存在するものであり、父と子は矛盾、否定の関係にあるものではない。

なおヘーゲルは、ここに付言する。父と子の矛盾的相関をつかむ弁証法的理性と違い、悟性は一面的であって、父と子の相関を忘却し、各々を切離して無関心的に存在するものと見ていると。しかし、E・ハルトマンの言うように、悟性そのものが一面的なのではなく「悟性の悪しき不完全な使用」[29]が一面的なのである。むしろヘーゲルの言うのと逆であって、弁証法的理性のもとでは、一方のものは即自にその他者を持つからそれ自身で自己充足しており、現実にあるその相関的他者を欠いてもよくなっているのである。「悟性は、全体としての関係の両側面を並べて把握するのだが、弁証法は、各側面を対自的に考察しようとするのであり、その限りでは他方への眼を閉じようとしているのである」[30]。また、弁証法は、父と子の相関について「あたかも一方は他方を即自に持ち、或いは自己内に担うかのように」[31]言うけれども、母ならいざ知らず、父が自分の子を自己の内に持つと言うのは、あまりに大げさな言い方だし、まさか子が自分の父を自己の内に持つことなどありえない。悟性は、この相関の不合理な弁証法的把握を批判し、「実

は一方は、他方を単に自己の外部において前提しているだけであり、他方と同時的に理解されうるだけで、他方と同時的に思考に出来するだけである」[32]ことを明らかにする。悟性は、あくまでも冷静に相関をつかむのである。

もちろん弁証法的理性と違って、悟性は実在の相関を否定、矛盾の関係には捉えない。相関の両項をポジティブに規定し、その関係を、産出・調和・対立等々の実在的関係に捉えるのである。いずれにせよ、父と子などの相関性の方にも、矛盾というものは存在していないのである。つまりは、ヘーゲルの言う単一性にも相関にも矛盾は見出されなかったのである。

六、結び

弁証法的矛盾は、ヘーゲルの論証にもかかわらず、以上見て来たように、主客を問わずどこにも存在していないのである。まず、客観において矛盾と規定されたものについては全て拒否されねばならない。ヘーゲルは、これを二種類に分け、単一性の矛盾と相関の矛盾に表現していたが、矛盾の規定を捨て、単一性と相関の規定のみを取るとよいであろう。

弁証法はヘラクレイトス以来、事物を二分し対に見て来たのであるが、単一性の概念によって、それには限度のあることが明らかにされる訳である。光とか引力は、その対を持たなくてよい。パルメニデスの考えたように、有るもののみが一元的に有るのである。光と闇、熱と寒などの対があるのではなく、真理の世界において有るのは光や熱のみである。無理に弁証法的な対を事物の内外に求めることはない。弁証法は、運動なども自己を二分した内的矛盾によって捉えるべきだとするが、現実の多くの運動は外力によって一元的に起っているのであって単一性に捉えられたままでよい。

相関的なものについては、矛盾関係にではなく、両項がポジティブな規定を持った対立とか調和などの実在的関係に把握されるべきである。なおヘーゲルでは、関係するものは全て相関として相互前提的に見られるが、実在の過程では、例えば原因は結果に対して一方的であり、一方的前提の関係もヘーゲルのいう相関のもとには考えておかねばならない。

もちろん認識主観のうちでは単一性も相関も少し様子を異にする。因果というような一方的前提も、果なくしては因は理解されえず、ヘーゲルのいうように相互前提（相関）に見られる。単一性のものは、無への関係として、無の表象（ものに応じて闇・静・寒・死等々になる）との二元性に捉えられる。但し、表象の欠如態たる否定項を持った矛盾には決してならない。

矛盾は主観のうちにのみあることとなったが、それも矛盾律でいう矛盾としてあるだけである。自己認識における、自己を二分した思弁的矛盾などと言われたものも、実際は矛盾ではなかった。二つの自己は各々ポジティブで、ノエシスとノエマとしての存立を持ったものであり、対立ではあっても矛盾ではない。また分析や総合の推進力として弁証法的矛盾が取上げられたが、これも矛盾ではなく差異性や相関でしかなかった。

事柄は、原則としてこうである。しかし古来、擬人法は有力な表現法である。人間の主観にのみ属す矛盾が客観のあり方に使用されて、むしろ有効なこともあろう。矛盾という言葉が矛盾でない客観の関係に対して使用されるのは、通常、客観のあり方が矛盾の持つ性質と類似している場合である。

矛盾は論理的な非両立であり排斥関係である。[33] ここから、客観における非両立なもの、排斥的なものを矛盾と表現するのである。奴隷と主人の矛盾などがこれである。また、矛盾は自己止揚的であり、論理的な不可能性を内容とす

る。従って客観における存立の不可能性、自己止揚性を矛盾と表現するのである。曲線はまっすぐであるという形容矛盾[84]などは、これである。だが、本来の矛盾は一つの表象とその表象の欠如態からなる関係として常に不可能だが、形容矛盾は二つのポジティブな表象を持ち、条件によっては可能なものに転化する。まっすぐな曲線は、球においては可能となるのである。人を鼓舞するために刺激的な表現を用いることが必要な場合には、客観の単なる排斥性や不可能性を矛盾と言いかえることも許されようか。それは、論理の問題ではなく倫理の問題である。

否定という表現も同様で、否定のあり方に類似したものとしての拒否・排斥・変革・剝奪などに使われる。また、客観的なものである無とか消極的、受動的なものにも、それらは表象の欠如としての否定ではないのだが、客観における欠如として、否定の表現が取られる。

さらに、擬人法ではなく、言葉の節約、便宜から矛盾や否定に表現することも多い。対概念の一方にはよくそういう使い方がされる。あらかじめ規定された表象を持つ対概念の一方を、他方の言葉を使って、それでないものという否定表現において表わすのである。「常」に対する無常とか非常、「明」に対する無明とか不明等がこれである。人は、このことによって言葉を節約し二倍、三倍の表現を得ることができる訳で、きわめて有効な使い方である。

この節約、便宜からする用法は、会話などによく見られる。会話の中で共通の選択肢を前提して、その上でその選択肢を選ぶ手段として否定、矛盾表現を使うのである。前提に「Aかまたは B である」があり、「Aではない」と言うと、単に非Aを示すのではなく、それを手段にして実はポジティブなBを示すという場合である。全く何の前提もなく「歩かない」という否定的な表現だけを聞いた時には、「歩く」ことを否定しているのが分るのみで、それ以上の肯定的内容を把握することはできず、その表現は無規定性にとどまる。これが本来の何の制限もない端的な否定である。

しかし会話の中にいる人には共通の選択肢が形成されており、「歩かない」という否定表現を介して、会話の外の人には決して知ることのできないそのポジティブな規定的表象を選択し、「とどまる」とか「車にのる」とか、時には「ソクラテスみたいだ」とか「リンゴはあおい」とかに解するのである。

認識の総合的過程でもこれが使われる。反定立がポジティブな規定性をもって既に前提されていて、「定立でない」ものへと矛盾的に歩むのである。分析的過程では、未知のものに対して否定が使われて有効である。求めるものを既知の現象と同じようにポジティブには未だ表現しえぬ時、当の現象の否定に表現するのである。

このように矛盾、否定の擬人的、便宜的用法は広汎であり、また有効なものである。しかしながら擬人化、便宜上なのだから正確ではなく、時には矛盾や否定の使用によって事態が歪められることもあろう。また、事態を厳密に論じることが必要になる場合もあろう。こういう場合には、やはり原則に立返って、その使用を控えるべきである。

以上、矛盾を見て来たが、ヘーゲル弁証法はこの矛盾を中軸にした哲学である。カントの先験的論理学に端を発して、フィヒテ、シェリングに至る道は、ヘーゲルにおいて根本的な転倒を見せて完成する。前三者が原理的に無矛盾性（同一律）にとどまっていたのに対して、ヘーゲルは、これを止揚し、むしろ逆転させ、矛盾を本質的なモメントとする哲学を構築したのである。

クローナーはそういうヘーゲルを評価して次のように述べている。フィヒテもシェリングも二〇〇〇年来の偏見つまり抽象的同一性、同一律から逃れられなかったが、ヘーゲルは、はじめてこれから逃れることができたのであって[35]、「ヘーゲル哲学は、単に同一哲学であるだけではなく、同時に矛盾哲学なのであり、この後者においてまさしくシェリングの同一体系と区別され、それが精神の哲学となるのである」[36]と。逆にE・ハルトマンはヘーゲルを批判し

て次のように言う。ヘーゲル以前の弁証法は思考法則を守り、矛盾を避けるべきものとし、これを誤謬の規準としたが、ヘーゲルは、これらのことを廃棄してしまった。[37] ヘーゲルでは、むしろ「無矛盾な主張は誤謬であり」、「矛盾だらけの主張が真理でありうる」ことになり、「矛盾だらけの主張が真理の純粋に形式的な規準を満たす」[38] ことになっているのであると。

ヘーゲルの弁証法が否定や矛盾を中軸にし、E・ハルトマンの言うようにヘーゲルにおける「理性の悟性と異なる唯一の能力が矛盾の思考にある」[39] とするならば、弁証法的矛盾の存在を否定することは、少なくともヘーゲルの弁証法や理性については、これを拒否することになる。それが弁証法そのものの否定につながるのかどうかはここでは断定できないが、弁証法的矛盾が認められぬ以上、否定性の弁証法、矛盾からなる弁証法的理性といったものは拒否されねばならないのではあるまいか。

（註）

(1) 本稿の展開は、概ねヘーゲル『大論理学』の叙述に沿っている。

(2) 正確に言うと、これも矛盾ではない。実在における非両立、存立の不可能性を意味しているだけである。本稿二二頁を参照。

(3) ネガティブなものとポジティブなものの違いは次の点にあるのみである。つまり、ポジティブなものは、自己肯定、自己存立を表わし、それ自体で存立しているから、別にネガティブなものがなくてもよい。従ってネガティブなものとの矛盾は顕在的ではない。これに対してネガティブなものは、ポジティブなものを否定してのみネガティブなのだから、ポジティブなものを前提にし、これとの関係のもとにのみ存立しうるのである。従って矛盾は常に顕在的な訳である。対立規定の所でヘーゲルはネガティブなものを対立の全体だと言うが、矛盾においてネガティブなものは、矛盾全体であり対自的に存在している矛盾である、と言うことができよう。

(4) G.W.F.Hegel Werke in zwanzig Bänden. Suhrkamp Verlag. Bd. 6. S. 67

(5) Hegel: ibid. Bd. 4. S. 88

(6) John Locke: An Essay concerning Human Understanding. 1690. BookⅢ. Chapter Ⅰ. §4.

(7) Benno Erdmann: Logik—logische Elementarlehre. 3. Auflage. 1923. S. 506〜7

(8) Richard Kroner: Von Kant bis Hegel. zweiter Band. S. 355

(9) Immanuel Kants Werke. hrsg. von E. Cassirer. Bd.Ⅱ. S. 210

(10) Kant: ibid. S. 210

(11) Kuno Fischer: Geschichte der neuern Philosophie. vierter Bd. (Immanuel Kant und seine Lehre. 1. Teil) 5. Auflage. 1909. S. 222

(12) Fischer: ibid. S. 223

(13) Kant: ibid. S. 219

(14) Kant: ibid. S. 215

(15) Kant: ibid. S. 214

(16) Kant: ibid. S. 216

(17) Kant: Kritik der reinen Vernunft. A290〜292, B347〜348

(18) これらは高橋昭二教授の『カントの弁証論』一九六九年　創文社、二二五頁に従ったものである。

(19) Adolf Trendelenburg: Logische Untersuchungen. 3. Auflage. 1870. zweiter Band. S. 169

(20) Trendelenburg: ibid. S. 173

(21) Hegel: ibid. Bd. 6. S. 72

(22) Karl Rosenkranz: Hegel als deutscher Nationalphilosoph. Leibzig. 1870. S. 304 もっともローゼンクランツの言う積極的矛盾は、ポジティブな規定を持つ二つのものの関係で、対立であり矛盾ではない。Vgl. ibid. S. 304～5

(23) Jan van der Meulen: Heidegger und Hegel oder Widerstreit und Widerspruch. 3. Auflage. 1959. S. 180

(24) Meulen: ibid. S. 189～90

(25) Vgl. Kroner: ibid. S. 326～342

(26) Kroner: ibid. S. 337～8

(27) Vgl. Hegel: ibid. Bd. 6. S. 480～484, Bd. 12. S. 78

(28) Hegel: ibid. Bd. 6. S. 76

(29) Eduard von Hartmann: Über die dialektische Methode. Historisch-kritische Untersuchungen. 1868. S. 58

(30) Hartmann: ibid. S. 86

(31) Hartmann: ibid. S. 85

(32) Hartmann: ibid. S. 85

(33) 論理的非両立即矛盾ではない。矛盾的でない選言判断も非両立である。

(34) 何でも通す矛とあらゆるものを防ぐ盾との関係が、我々の言葉における矛盾の原義だと一般に説かれており、

従って形容矛盾が矛盾の元々の意味である。しかし、論理的な矛盾は、肯定否定関係であるから、この論理的に捉えられた矛盾からいうと、「矛盾」は矛盾ではないのである。

(35) Vgl. Kroner: ibid. S. 308～9

(36) Kroner: ibid. S. 319

(37) Vgl. Hartmann: ibid. S. 122

(38) Hartmann: ibid. S. 93

(39) Hartmann: ibid. S. 62

（文学部助手）